

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景と趣旨

近年、少子化の進行、地域社会の活力低下（都市化の進展）、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。子どもは社会の希望、未来を創る力であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は地域全体で取り組まなければならない重要課題の一つです。

本町では、平成17年度から平成26年度までを計画期間とした「智頭町次世代育成支援行動計画」を平成17年3月に策定し、すべての子どもと家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。しかし、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している現在、未来の担い手である子どもたちが健やかに生まれ育つための環境を整えることが急務となっています。

このような中、国においては、次世代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成支援に向けた取組が推進されています。さらに平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「子ども・子育て新システム」の検討が始まり、平成24年8月「子ども・子育て関連3法」が成立しました。この法律に基づく新たな子育て支援の仕組み『子ども・子育て支援新制度』のもとで、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指すこととされています。

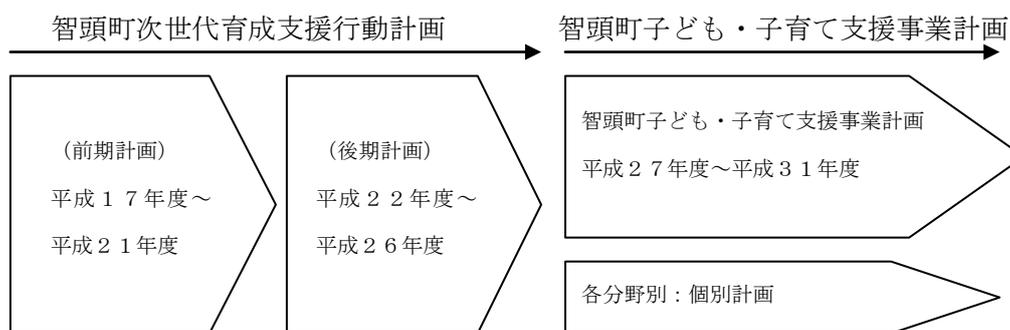
この実現のため、「子ども・子育て支援法」では、都道府県、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務づけられています。

そこで、本町では、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、「智頭町次世代育成支援行動計画」を踏まえ、「智頭町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

- この計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条第1項に基づき、国が定める基本指針に即して策定するものです。
- この計画は、本町の基本方針である「第6次智頭町総合計画」をはじめ、「智頭町次世代育成支援行動計画」など、子ども子育てに関する各種計画との整合性を図りながら、子育て支援と児童健全育成にかかわる各種施策を明らかにするものです。また、次世代を担う子どもたちが健やかで心豊かに育っていくことができる環境づくりを進めるため、家庭・地域・企業・行政がそれぞれの立場で子育て環境づくりに取組む指針となるものです。

子ども・子育て支援事業計画の基本的な方向性



3 計画の期間

この計画は、平成27年を初年度とし、平成31年度までの5年間を計画期間とします。なお、国や県の施策の動向、社会情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行います。

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画策定	← 子ども・子育て支援事業計画 →				
	点検・評価	点検・評価	点検・評価	点検・評価	点検・評価
					見直し

4 計画策定の体制

- 計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援に関する学識経験者、子どもの教育・保育又は養育に関する事業に従事する者、事業主の代表、子育て中の保護者などで構成する「智頭町子ども・子育て会議」を設置し、本町における子ども・子育て支援のあり方について審議し、その意見を踏まえて策定しました。

- この計画の策定に先立ち、日常生活等の実態を把握し、計画に反映させるため、就学前児童の保護者に「子ども・子育てニーズ調査」を実施するとともに、町民の皆さまからのご意見を計画に反映させるため「パブリック・コメント」を実施しました。

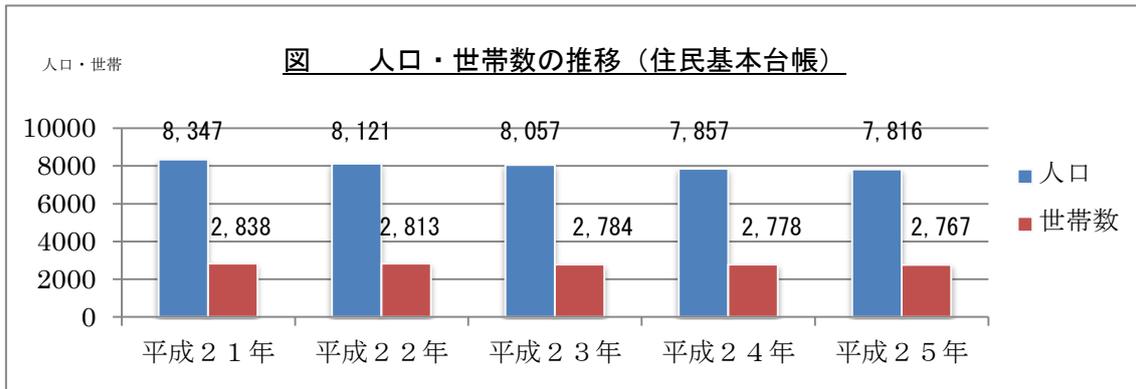
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口などの状況

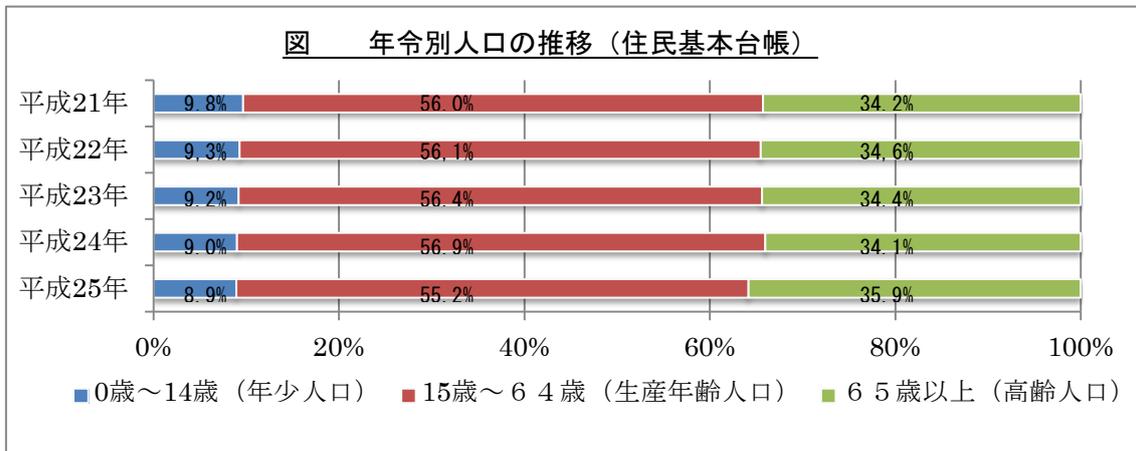
1) 人口の推移

本町の人口は、昭和30年の14,643人をピークに年々減少しています。近年では2%~3%と緩やかな減少ですが、年少人口（0歳~14歳）が、平成16年から平成25年までの10年間で約350人減少し、少子高齢化が確実に進んでいます。

○ 人口・世帯数の推移



○ 年齢別人口構造



【年齢3区分による人口と世帯規模の推移】（県人口動態調査）

智頭町	15歳未満 (人)	15~64歳 (人)	65歳以上 (人)	総人口 (人)	世帯数 (世帯)
平成21年	807	4,681	2,859	8,347	2,838
平成22年	756	4,563	2,802	8,121	2,813
平成23年	742	4,548	2,767	8,057	2,784
平成24年	710	4,476	2,671	7,857	2,778
平成25年	699	4,317	2,800	7,816	2,767

○ 児童数の推移

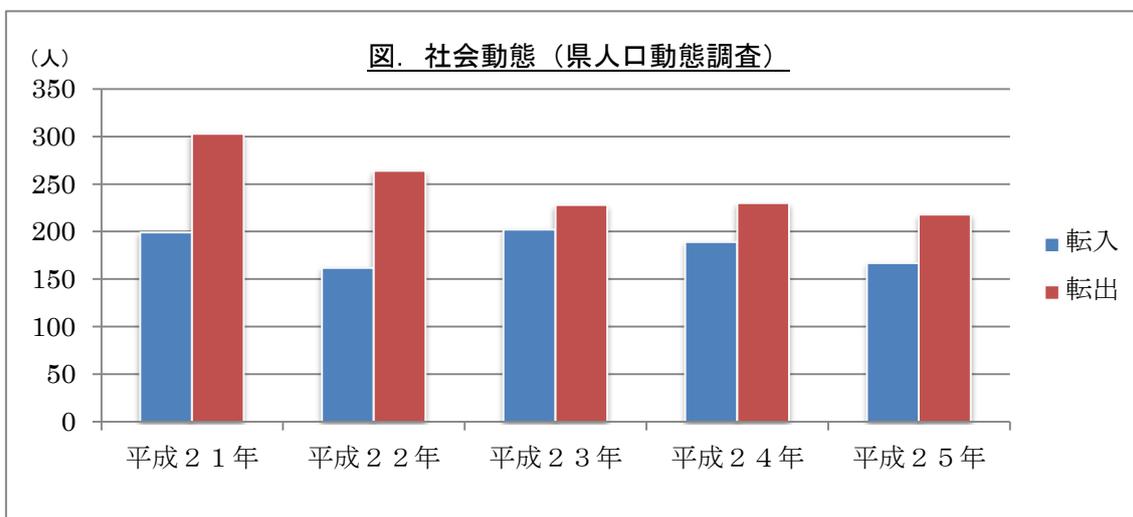
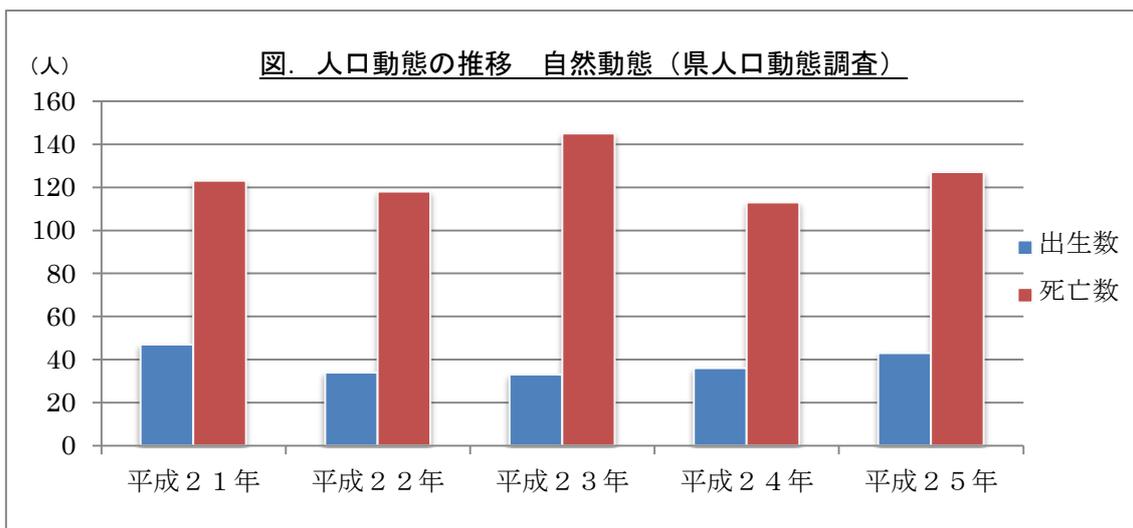
児童数（0歳～11歳）は、平成26年10月1日現在、525人となっており、平成21年10月1日現在に比べると40人以上減少しており、就学前児童（0～5歳）は増えているものの、小学生児童（6～11歳）は60人以上の減少となっています。

【0歳～11歳人口の推移】（県人口動態調査）

	平成21年 (人)	平成22年 (人)	平成23年 (人)	平成24年 (人)	平成25年 (人)	平成26年 (人)
0歳	37	41	43	31	41	41
1歳	33	35	35	45	34	47
2歳	49	30	43	37	47	36
3歳	39	47	34	42	39	50
4歳	40	40	49	35	42	40
5歳	39	41	44	52	39	41
小計	237	234	248	242	242	255
6歳	45	36	40	45	54	40
7歳	45	46	44	41	45	55
8歳	61	46	45	44	41	46
9歳	54	60	45	45	44	41
10歳	55	52	61	44	45	43
11歳	71	54	52	62	45	45
小計	331	294	287	281	274	270
合計	568	528	535	523	516	525

2) 人口動態

平成21年以降の本町の自然動態を見ると、それ以前と同様にすべての年で死亡数が出生数をはるかに上回っており、自然減となっています。また、社会動態でもすべての年で転出が転入を上回っており、人口が減少していますが、転出者数は毎年減っています。



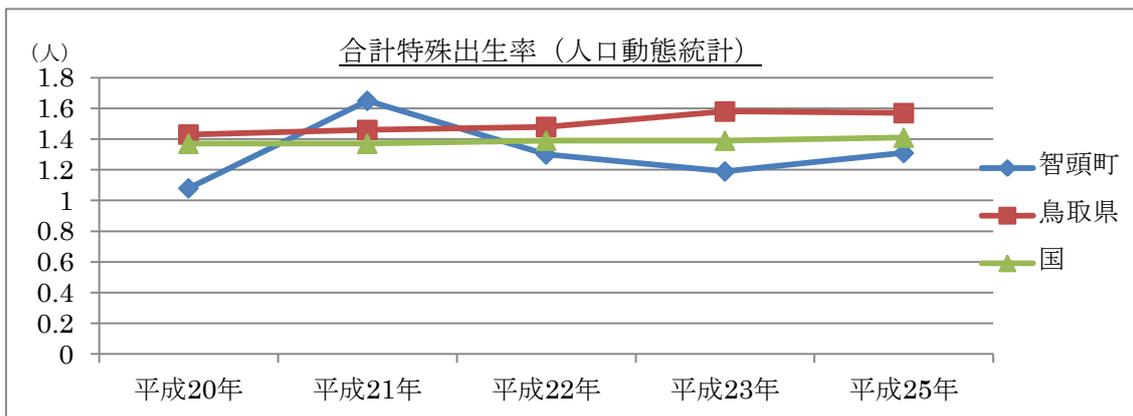
【自然動態・社会動態】

智頭町		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
自然動態	出生数(人)	47	34	33	36	43
	死亡数(人)	123	118	145	113	127
社会動態	転入(人)	199	162	202	189	167
	転出(人)	303	264	228	230	218

3) 合計特殊出生率

1人の女性が一生の間に産む子どもの数（15歳—49歳の女性の年齢別出生数を合計：人口を維持するためには2.08が必要）は、平成7年には2.16人（県1.64人、国1.42人）でしたが、平成10年頃から県平均となり、平成17年以降は、県平均を下回る傾向が続いています。

しかし、平成23年から少しずつですが上昇傾向にあります。

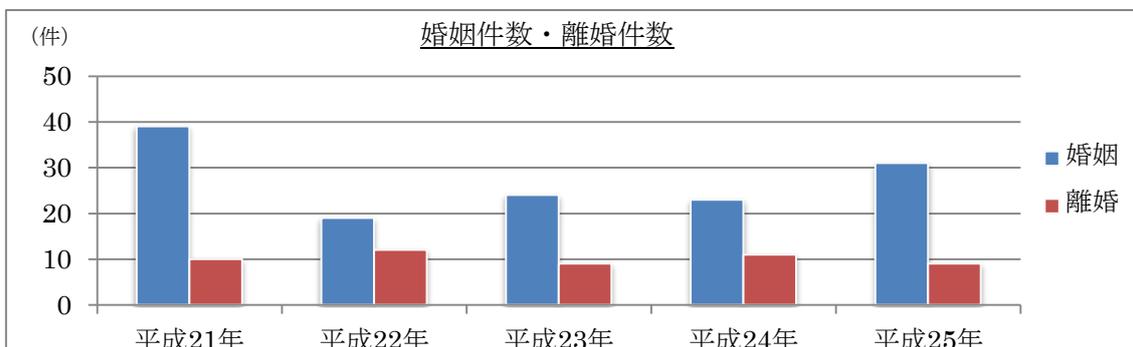


【合計特殊出生率（人）】（県人口動態調査・人口動態統計）

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
智頭町	1.08	1.65	1.30	1.19	1.31
鳥取県	1.43	1.46	1.48	1.58	1.57
国	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41

4) 婚姻・離婚

平成16年～平成20年の平均は28.8件となっていました。平成21年～平成25年の平均は27.2件となっています。若者の未定住化、未婚化などの影響が見られます。



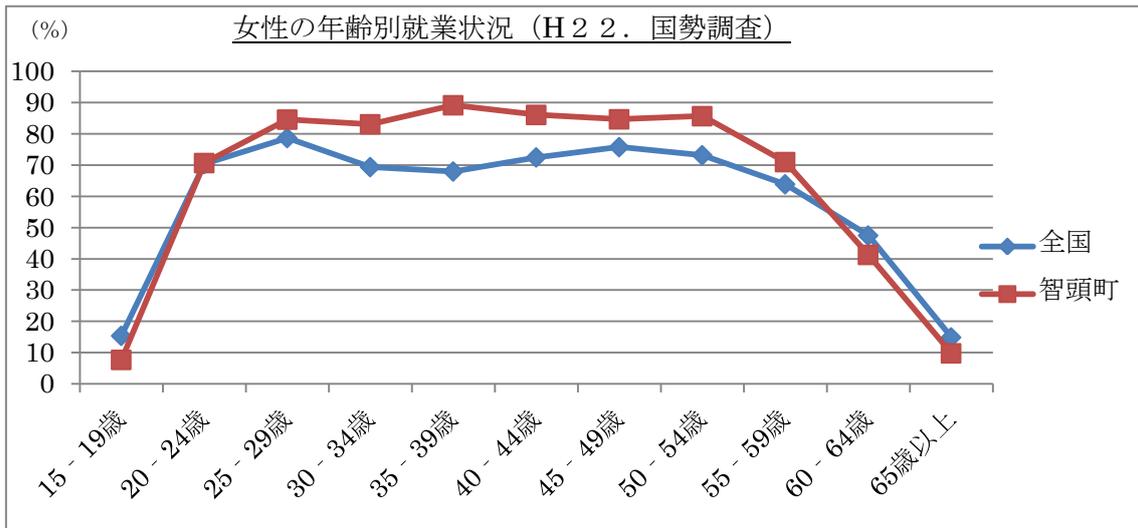
【婚姻件数・離婚件数】（県人口動態調査）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
婚姻件数	39	24	24	23	31
離婚件数	10	12	9	11	9

5) 就労状況

女性の年齢別就労状況は、「在学者」の多い15～19歳では就労数が少なく、20歳以上になると高い就労率を示し、54歳以降は減少しています。

全国との比較において、本町は女性の就労率が高く、全国では30～39歳の間は出産・育児等の要因で落ち込んでいますが、本町では落ち込みはほとんどなく、出産後の早い職場復帰がうかがえます。



【女性の年齢別就業状況】(H22. 国勢調査)

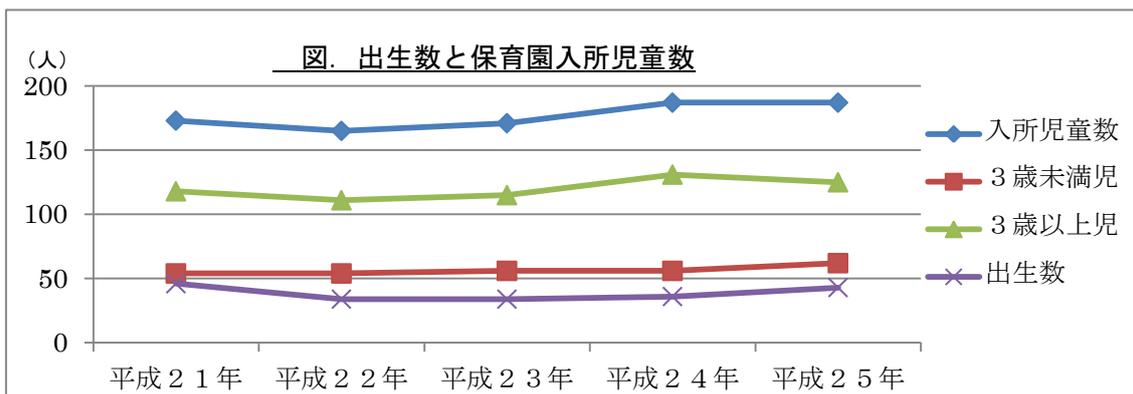
	全 国	智頭町
15 - 19歳	15.4%	7.7%
20 - 24歳	70.4%	70.7%
25 - 29歳	78.7%	84.6%
30 - 34歳	69.4%	83.1%
35 - 39歳	68.0%	89.2%
40 - 44歳	72.5%	86.1%
45 - 49歳	75.8%	84.7%
50 - 54歳	73.2%	85.7%
55 - 59歳	63.9%	71.0%
60 - 64歳	47.5%	41.3%
65歳以上	14.9%	9.8%

2 教育・保育施設等の状況

6) 保育園の入所児童数

本町では少子化に伴い、平成19年度に保育園を統合し、あたご保育園（3歳未満児施設）と、諏訪保育園（3歳以上児施設）の2園にしました。

出生数は、40人前後を保っていますが、入所児童数が増加傾向にあり、母親の就業との関係がうかがえます。



【出生数と保育園入所児童数】

智頭町	3歳未満児 入所児童(人)	3歳以上児 入所児童(人)	総入所児童 (人)	出生数 (人)
平成21年	54	118	173	46
平成22年	54	111	165	34
平成23年	56	115	171	34
平成24年	56	131	187	36
平成25年	62	125	187	43

7) 小学校・中学校の児童・生徒数

【小学校児童数・中学校生徒数の推移】

年度	小学校児童数の推移 (人)							中学校生徒数の推移 (人)			
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	合計
26年度	51	48	43	39	44	55	280	48	56	57	161
27年度	42	51	48	43	39	44	267	54	48	56	158
28年度	46	42	51	48	43	39	269	44	54	48	146
29年度	40	46	42	51	48	43	270	39	44	54	137
30年度	51	40	46	42	51	48	278	43	39	44	126
31年度	48	51	40	46	42	51	278	48	43	39	130

8) 放課後児童クラブの状況

【放課後児童クラブ登録児童数】

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1年(人)	37	31	29	27	28	28
2年(人)	23	24	33	24	24	26
3年(人)	28	22	23	19	19	18
4年(人)	16	21	22	13	17	14
5年(人)	17	11	13	10	8	14
6年(人)	13	12	5	4	4	4
合計(人)	134	121	125	97	100	104

9) 子育て支援センターの状況

【利用人数】

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (H26.12 月末現在)
0歳(人)	215	537	502	598	873	511
1歳(人)	401	334	487	487	763	407
2歳(人)	384	680	477	384	346	563
3歳以上 (人)	292	265	597	58	277	184
計(人)	1,302	1,816	2,063	1,527	2,259	1,665
母(人)	829	1,121	1,299	1,238	1,565	1,109
父(人)	32	31	24	31	54	34
祖父母(人)	339	297	338	48	49	56
その他(人)	317	31	172	161	116	55
計(人)	1,517	1,480	1,833	1,478	1,784	1,254
総計(人)	2,819	3,296	3,896	3,005	4,043	2,919
開設日数 (人)	241	239	240	243	252	190

10) ファミリー・サポート・センターの状況

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (H27.1 月末現在)	合計
依頼会員(人)	97	106	110	120	114	123	
支援会員(人)	60	61	63	65	46	46	
両方会員(人)	9	9	10	11	7	7	
利用数(回)	443	352	258	752	602	345	2,752

【利用内容】

- ◎ 保育園の送迎
- ◎ 保育園・放課後児童クラブ後の送り・預かり
- ◎ 保護者の用事・通院
- ◎ 病児保育・病院受診後の保育園への送り
- ◎ 保護者の短時間・臨時的就労
- ◎ 食事付きの預かり
- ◎ 講演会時の託児・習い事への送迎等

保育園への送迎が最も多く、近年では、食事付きの預かりも増加傾向にあり、就労支援・子育て支援が求められている。

11) 森のようちえんの状況

【開設からの動向】

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
園児数	4	13	21	35	36	38
智頭町在住園児	4	7	8	9	13	16
内移住者数	2	2	2	3	7	14
保育スタッフ	2	3	5	6	5	7
運営スタッフ	1	1	2	5	3	3

第3章 子育て家庭のニーズ

1. ニーズ調査の結果概要

1) ニーズ調査

○ 目的

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が実施されることに伴い、子ども・子育ての意義を踏まえ、子育て家庭ニーズの動向分析等を行い、本町の現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的とした調査を実施しました。

○ 実施期間

子ども・子育て支援ニーズ調査は、平成25年10月7日～10月23日にかけて実施しました。

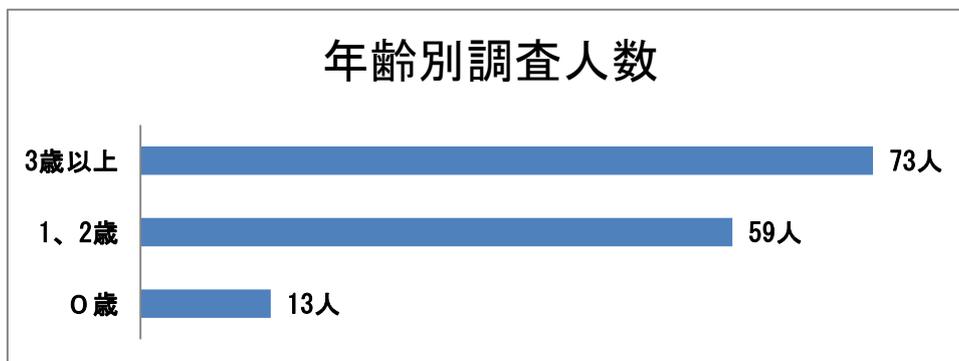
○ 実施対象

就学前児童を持つ保護者を調査対象として行いました。

2. 智頭町子ども・子育て支援事業計画の策定」に係るニーズ調査

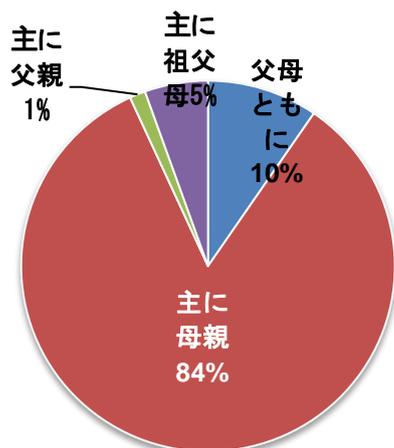
単純集計

発送数 198件・回収数 145件・回収率 73%

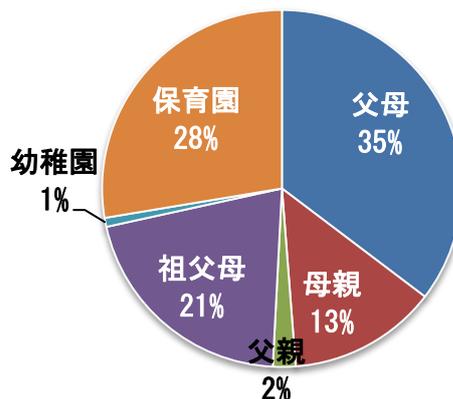


～ 子どもの育ちをめぐる環境について ～

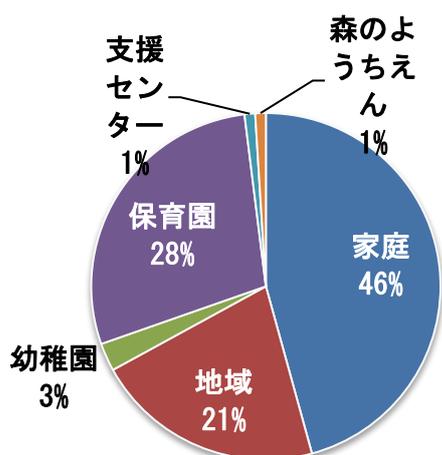
□ お子さんの子育て(教育を含む)を主に
行っているのはお子さんからみてどなた
ですか。(○は1つ)



□ お子さんの子育て(教育を含む)に日常
的に関わっている方はお子さんからみて
どなた(施設)ですか。(○はいくつでも)



□ お子さんの子育て(教育)に、最も影響
すると思われる環境は何だと思われま
すか。(○はいくつでも)

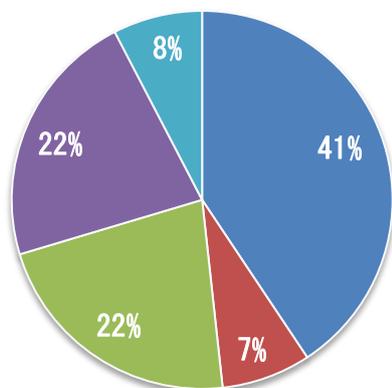


“子育てに日常的に関わっている方”
また、“子育てに最も影響すると思われ
る環境”については、「父母」「家庭」に
続いて「保育所」や「地域」という回答
が多く、子育て世帯にとって、「保育所」
や「地域」への期待がうかがえる。

～ 保護者の就労状況について ～

【母親】

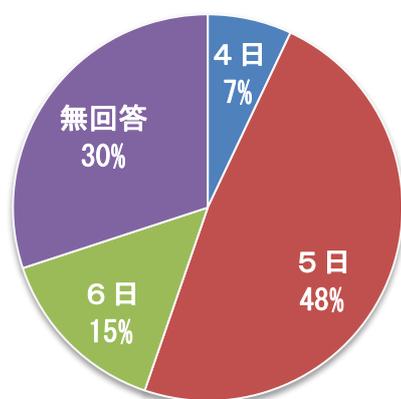
□ お子さんの保護者の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)をうかがいます。(○は1つ)



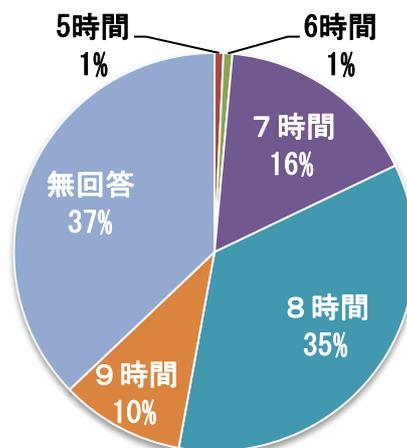
- フルタイム就労で、産休・育休・介護休暇中ではない
- フルタイム就労で、産休・育休・介護休暇中である
- パート・アルバイト就労で、産休・育休・介護休暇中ではない
- 就労していない
- 無回答【母子(5家庭)含む】

母親、父親ともにフルタイム就労をしている方が多く、パート・アルバイト就労を含めると、母親70%、父親90%と就労率の高さがうかがえる。

□ 【就労している】に○を付けた方にうかがいます。1週当たりの「労働日数」をお答えください。

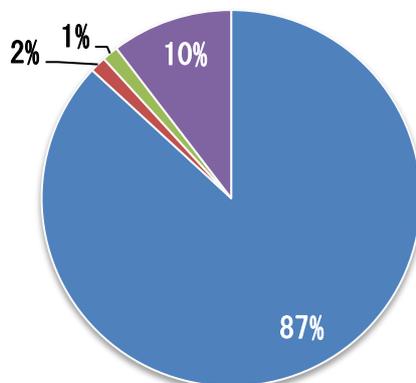


□ 【就労している】に○を付けた方にうかがいます。1日当たりの「労働時間(残業を含む)」をお答えください。



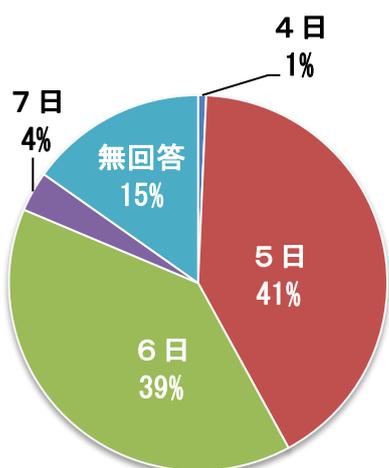
【父親】

□ お子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。（○は1つ）

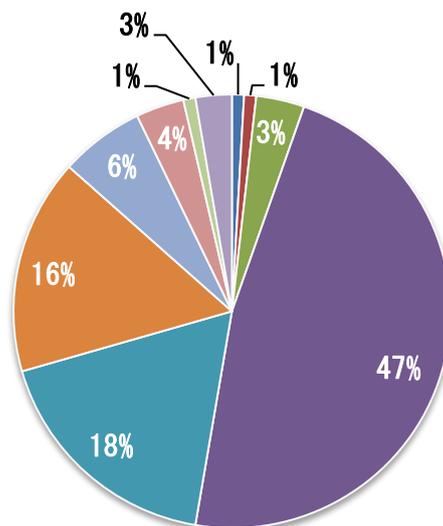


- フルタイム就労で産休・育休・介護休暇中ではない
- パート・アルバイト就労で、産休・育休・介護休暇中ではない
- 就労していない
- 無回答【父子（2家庭）含む】

□ 【就労している】に○を付けた方にうかがいます。1週当たりの「労働日数」をお答えください。



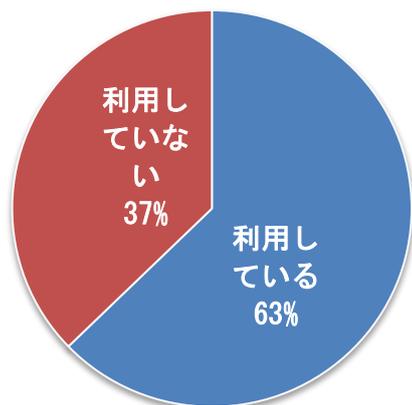
□ 【就労している】に○を付けた方にうかがいます。1日当たりの「労働時間（残業を含む）」をお答えください。



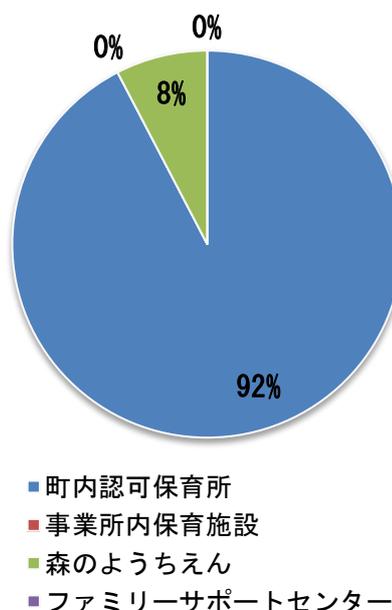
- 4時間
- 5時間
- 6時間
- 7時間
- 8時間
- 9時間
- 10時間
- 11時間
- 12時間
- 13時間
- 15時間
- 16時間

～ 教育・保育事業の利用状況について ～

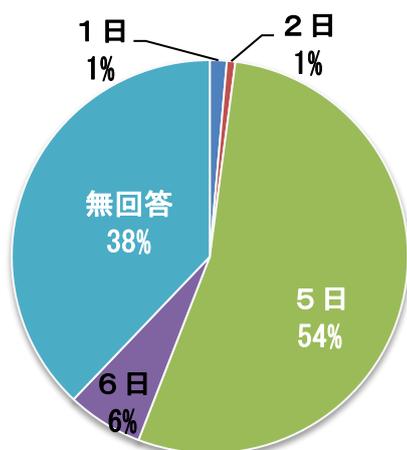
□ お子さんは現在、幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用していますか。(○は一つ)



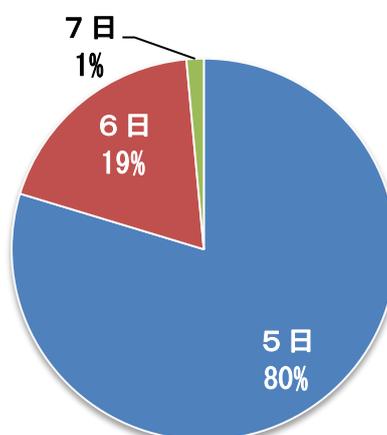
□ 【利用している】に○をつけた方がいます。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。



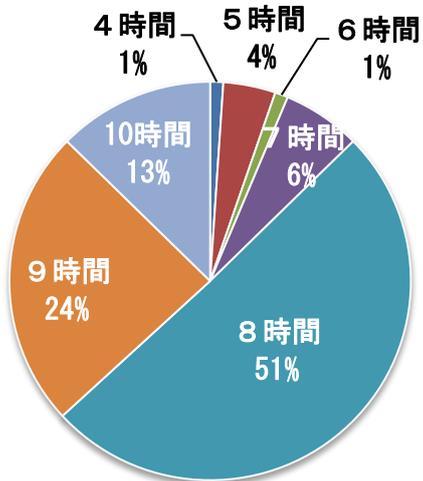
□ 平日に利用している教育・保育について、現在1週当たり何日利用していますか。



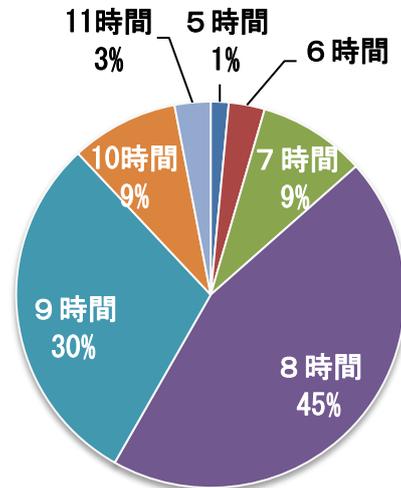
□ 平日に利用している教育・保育について、希望としては1週あたり、何日利用したいですか。



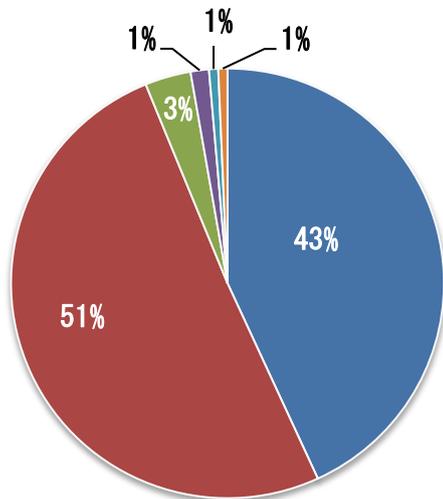
□ 平日に利用している教育・保育について、1日あたり何時間利用していますか。



□ 平日に利用している教育・保育について、希望としては1日当たり、何時間利用したいですか。

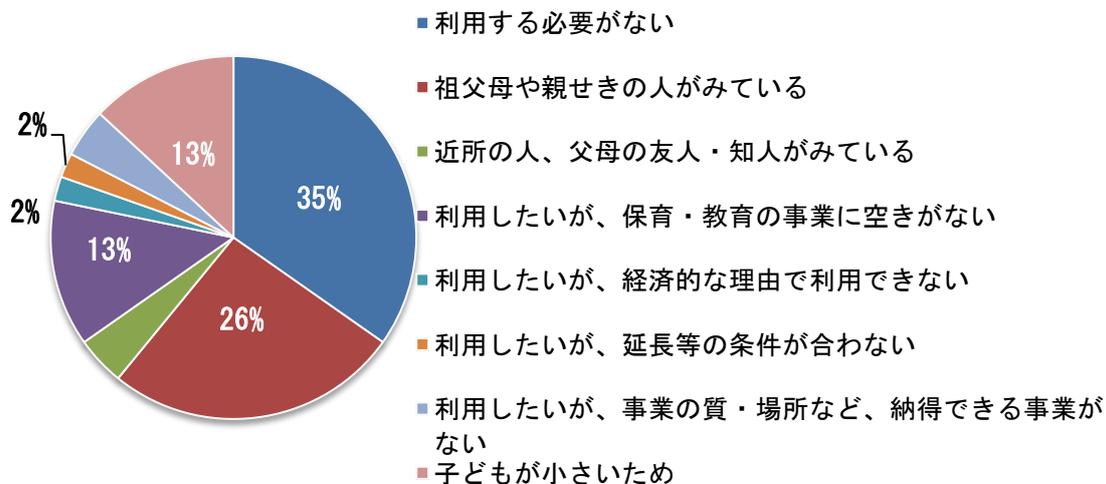


□ 平日に定期的に教育・保育の事業を利用されている主な理由は何ですか。(〇はいくつでも)

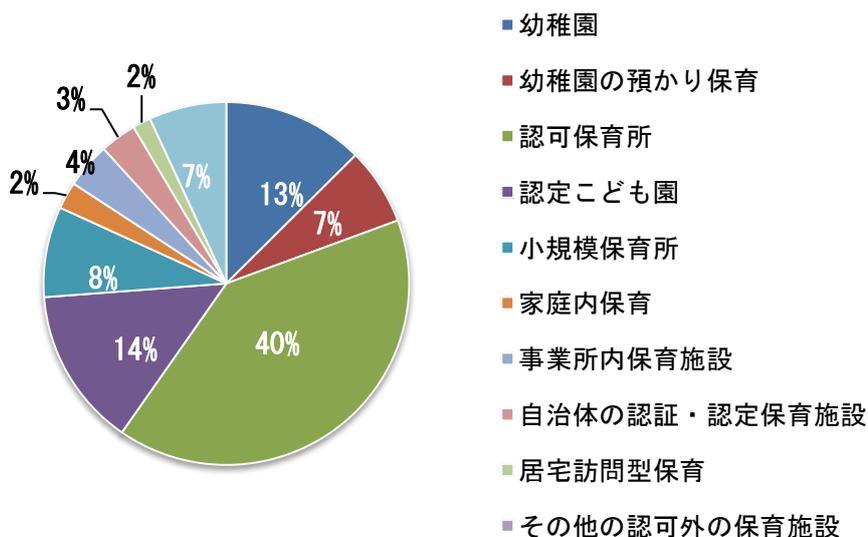


- 子どもの教育や発達のため
- 子育てをしている方が現在就労している
- 子育てをしている方が就労予定である／求職中
- 子育てをしている方が家族・親族を介護している
- 子育てをしている方に病気や障がいがある
- 子育てをしている方が学生である

□ 【利用していない】に○をつけた方にうかがいます。利用しない理由は何ですか。
(○はいくつでも)



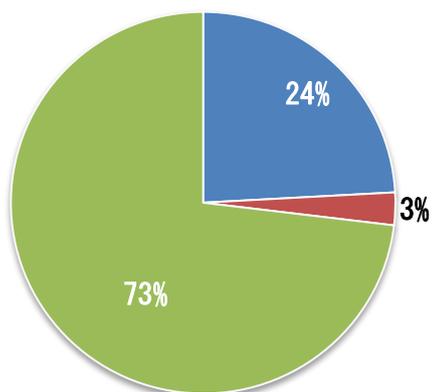
□ 現在、利用している・利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。(○はいくつでも)



教育・保育事業の利用率も高く、利用の理由として“子どもの教育や発達のため”、“子育てしている方が現在就労している”と回答した方が多かった。“定期的に」利用したいと考える事業”については、様々なニーズがあることがうかがえる。

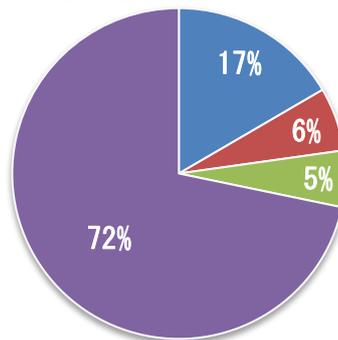
～ 地域子育て支援事業の利用状況について ～

□ お子さんは、現在「子育て支援センター」を利用していますか。利用されているものすべてに○をしてください。



- 子育て支援センター
- ファミリーサポートセンター
- 利用していない

□ 「子育て支援センター」を現在は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは日数を増やしたいと思えますか（○はひとつ）

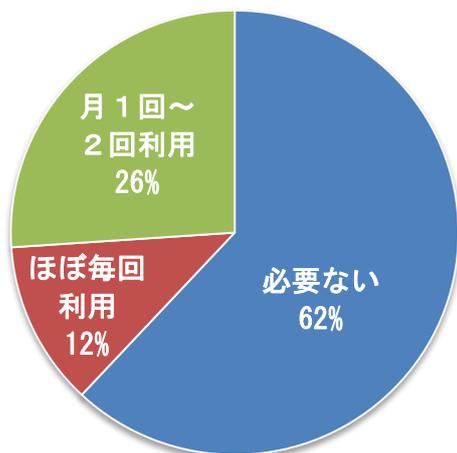


- 利用していないが、今後利用したい
- すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい
- 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない
- 未回答

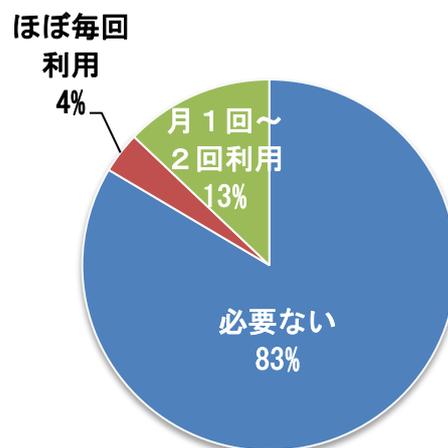
「利用していない」と回答した方が多数を占めているが、保育園就園率との関係がうかがえる。

～ 土曜・休日等の教育・保育事業の利用希望について ～

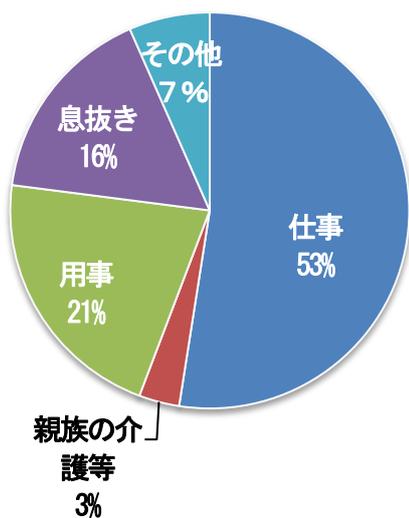
□ お子さんについて、土曜日に定期的な教育・保育事業の利用希望はありますか。



□ お子さんについて、日曜・祝日に定期的な教育・保育事業の利用希望はありますか。



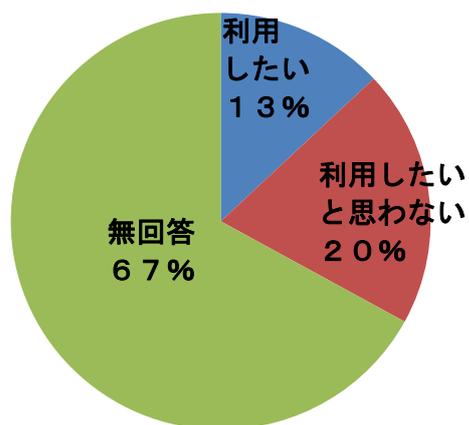
□ 「土・日・祝日に利用したい」に○をつけた方にうかがいます。たまに利用したい理由は何ですか。
(○はいくつでも)



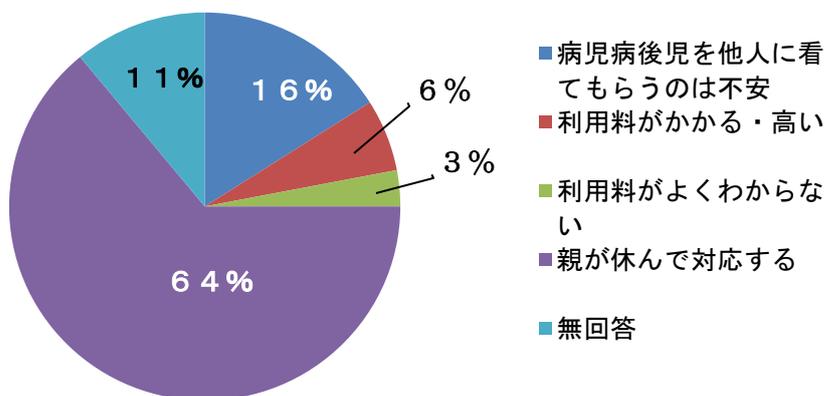
土曜・休日の利用希望は、「必要ない」と回答した方が多く、ニーズは多くないことがうかがえる。

～ 病気の際の対応について ～

□ 「病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思いましたか。

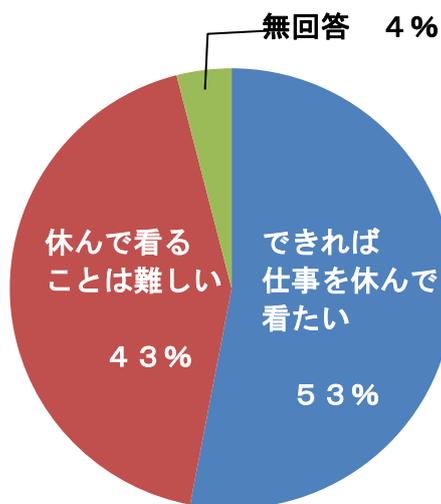


□ 「利用したいと思わない」に○をつけた方に伺います。そう思われる理由は何ですか。

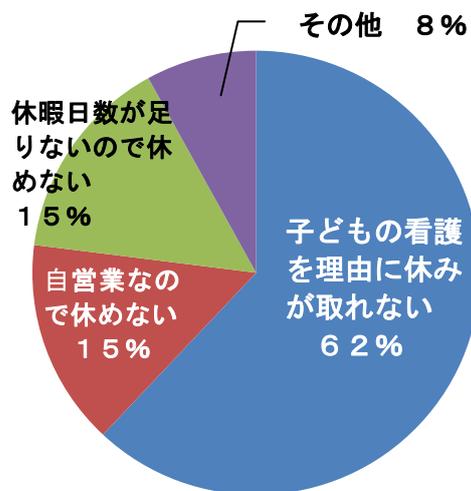


病児・病後児保育を「利用したいと思わない」と回答した方が2割あり、理由として「親が休んで対応する」と回答した方が多かった。

□「できれば仕事を休んで看たい」と思われましたか。



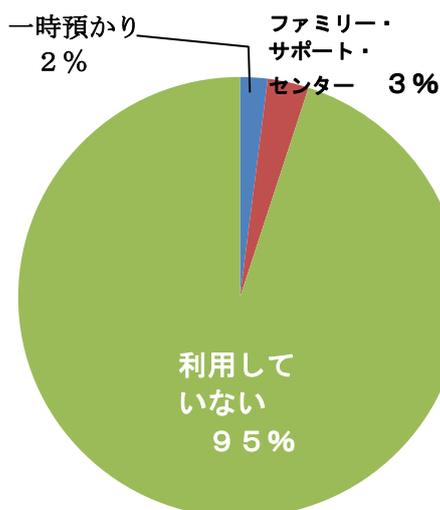
□「休んで看することは考えれない」に○をつけた方にうかがいます。そう思われる理由は何ですか。



子どもが病気の時「できれば休んで看たい」という回答が多いが、「休んで看することは難しい」と回答した方も多く、休暇との関係がうかがえる。

～ 一時預かり等の利用について ～

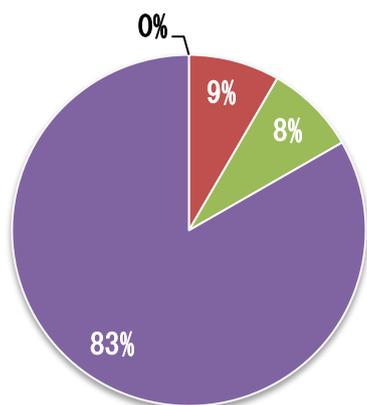
□ 私用、親の通院、不定期の就労等の目的で利用している事業はありますか。



一時預かり事業については、「利用していない」と回答した方が多数を占めているが、保育園就園率との関係がうかがえる。

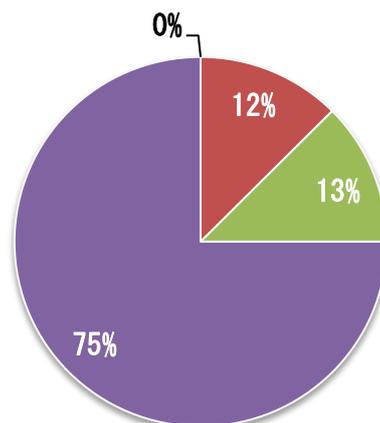
～ 小学校就学後の放課後の過ごし方について ～

□ 年長児（5歳児）であるお子さんについて、土曜日に放課後児童クラブの利用希望はありますか。



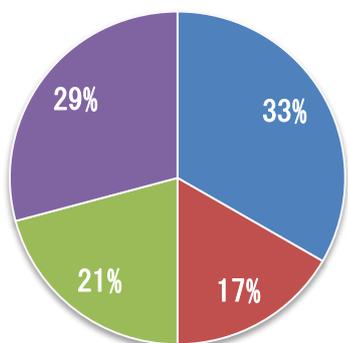
- 低学年だけ
- 低・高学年どちらも
- 利用する必要なし
- 無回答

□ 年長児（5歳児）であるお子さんについて、日曜・祝日に放課後児童クラブの利用希望はありますか。



- 低学年だけ
- 低・高学年どちらも
- 利用する必要なし
- 無回答

□ 年長児（5歳児）であるお子さんについて、夏休み・冬休みなどの長期の休業中の放課後児童クラブの利用希望はありますか。



- 低学年だけ
- 低・高学年どちらも
- 利用する必要なし
- 無回答

土曜日、日曜・祝日の利用希望については、1割程度と多くないが、長期休業中については、5割の回答がありニーズの高さがうかがえる。

2. ニーズ調査結果からの課題

- 母親の就業率、就労希望は高く、就労希望時期や就業形態などのニーズは多様であり、これらの希望に対する就労支援の充実が求められています。
- 地域子育て支援事業については、利用状況は約2割となっており、保育園就園率の高さがうかがえるが、今後利用したいという意向も約2割あり、更なる情報提供等を進めていく必要があります。
- 子どもの病気の際の、病児・病後児保育の利用については、病児・病後児保育の円滑な実施と仕事と休暇の関係など、ワーク・ライフ・バランスの推進が求められています。
- 一時預かり事業（一時保育）の利用については、私用やリフレッシュ目的、不定期の就労など目的は多様です。保育園の環境整備・提供体制の整備が必要です。
- 放課後児童クラブについては、約5割の利用希望があり、量の確保・質の充実など、地域の居場所として、子どもたちが安全に過ごすことができる環境整備が求められています。
- 本町の子育て支援事業に対する満足度では、低い・やや低いと回答した方が2割程度となっており、周知・情報提供を進め施策のさらなる充実が求められています。
- 未就学児の保護者の要望として、公園の設置希望が多く見られます。公園に限らず、子どもと保護者が自由に集まりコミュニケーションのとれる居場所づくりが課題となります。

今後も、気軽に相談できる体制を整えていくことが必要です。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもは町の宝もの

～ 地域ぐるみで寄り添い 支えあう子育てで 心豊かなちづの町 ～

子どもは家庭の希望であり、町の宝です。すべての子ども一人ひとりの幸せは社会全体の願いです。

すべての子どもたちが、一人の人としてこのまちで大切に育てられ、健やかに成長することは地域全体の喜びです。

子育ての出発点は家庭であり、子どもの基本的な生活習慣や能力を育てることは親が担うべき重要な役割です。しかし、家庭・地域を取り巻く環境の変化により、子育ての意識も変わり、子どもの育ちとともに親としての育ちにも様々な影響を及ぼしています。

地域社会が保護者に寄り添い、保護者が出産や育児の不安を乗り越え、悩みを解決しながら親として育ち、子どもを産み育てることを喜びとして、安心していきいきと子育てが楽しめるような環境をつくり、社会全体で子育て家庭を優しく見守り応援していくことが大切です。

子どもたちが、さまざまな人との関わりや体験を通して、健やかでたくましく心豊かな人間として育ち、夢を育み、希望を持って自らの力を発揮できるよう、家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力を図り、社会全体で子ども・子育てを支援する支え合いの取組を進めていきます。

2 めざす姿

本町では、「智頭町次世代育成支援行動計画」に基づき、4つのめざす姿を掲げ施策を展開してきました。

「智頭町次世代育成支援行動計画」は、次世代育成支援対策法8条に基づく市町村行動計画であり、安心して子どもを産み育てることができ、次世代を担う子どもが健やかに成長できる環境づくりを推進するため、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、町づくり等のさまざまな分野にわたり、総合的に施策の展開を図るものとされています。

この計画は、総合的な計画である「智頭町次世代育成支援行動計画」の基本理念を受け継ぐ計画であるため、その基本理念の実現に向け、引き続き次の4つをめざす姿に据え、総合的に施策を展開します。

1) 子どもの健やかな育ちを保障する

子どもには無限の可能性があります。そして、すべての子どもが幸せで健やかに育つ権利があります。子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。

2) 親と子の心身の健康を守る

親と子の健康を社会的・精神的側面から支援します。また、乳幼児健康診査の充実向上を図り、疾病や障がいの早期発見と早期療育に努めるとともに、親と子への対応や育児支援を行います。

3) 子育て家庭を支援する

子どもから高齢者まですべての住民に対し、男女共同参画の認識の浸透を図るとともに、働く女性が子育てをしやすい仕組みづくりや、保育園、子育て支援センターなどの活用による子育て支援の充実を図ります。

4) 地域ぐるみで子育てをする

近年の社会変化のなかで、個人や世代間の価値観の多様化が進み、地域社会の連携が希薄になってきています。地域の人々のかかわりや、親子で参加できる公民館活動の実施など、地域の中で交流でき、地域ぐるみで子育てできる環境づくりに努めます。

3 基本施策の展開

子どもは町の宝もの
地域ぐるみで寄り添い
支えあう子育てで
心豊かなちづの町

1) 子どもの健やかな育ちを保障する

- 教育・保育の充実
- 地域における子育て支援サービスの充実
- 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進
- 子どもの人権の尊重

2) 親と子の心身の健康を守る

- 安心して妊娠・出産できる環境づくり
- 親と子の健康の確保
- 小児医療の充実
- 「食育」の推進
- 思春期保健対策の充実
- 子どもをメディアやネット、犯罪等の被害から守るための活動の推進

3) 子育て家庭を支援する

- 保育サービスの充実
- 相談・情報提供の充実と子育てネットワークづくり
- 子どもの生きる力の育成
- 家庭や地域の教育力の向上
- 「ワーク・ライフ・バランス」の推進

4) 地域ぐるみで子育てする

- 児童の健全育成
- 安心・安全なまちづくりの推進
- 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- 環境・自然を大切にするまちづくり

4 具体的な事業計画

1) 子どもの健やかな育ちを保障する

1. 就学前教育・保育の充実

多様な保育ニーズに対応し、教育・保育の量の確保、質の向上に努め、保育制度の充実に努めます。

【推進施策】

○智頭町保育園一園化の早期実現

老朽化と保護者の入園希望に対応する保育園を整備し、0歳～5歳児までの連続した保育の早期実現を図ります。(平成28年度実現予定)

○教育・保育の質の向上

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる最も重要な時期です。

本町の保育園では、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育を提供し、子どもの健やかな発達を保障することを推進します。

また、家庭における教育力の低下が見られる中、保護者との連携を図り、今後ますます就学前教育・保育が充実するように努めます。

○森のようちえん事業の支援

本町の豊かな森と里山の環境を存分に活かした幼児教育を実践し、子どもたちの健全な育ちの基礎となる“健康なからだ”と“健康な心”を育みます。

また、地域を生かした取組を推進している森のようちえん事業に対し支援します。

○認定こども園の普及

認定こども園は、就学前教育・保育を一体としてとらえ、一貫して提供する新たな枠組みとして、幼稚園機能と保育園機能をあわせ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務づけられている施設です。保護者のニーズ、新制度の趣旨や就学前児童を取り巻く環境を踏まえ、保護者の就労状況に関わらず入園が可能で、すべての子どもに質の高い教育・保育が提供される認定こども園への移行を、保育園一園化に併せて検討します。

2. 地域における子育て支援サービスの充実

子育てをしているすべての人が安心して子育てできる取り組みを推進します。

【推進施策】

○地域子育て支援センター事業の推進

親と子が気軽に集い、交流し、共に学び、成長していくことができる場や機会を充実し、子育ての不安感等を緩和します。

また、関係機関との連携を図り、地域全体で子どもの育ち・親の育ちを支援していきます。

○ファミリー・サポート・センター事業の推進

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、援助ができる人（支援会員）がお互いに会員となり、地域で子育てを助け合う活動です。

育児と仕事の両立支援を推し進めるとともに、地域における子育て力の一層の向上を図ります。

○乳児家庭全戸訪問事業の推進

赤ちゃんが生まれ、新しい環境に慣れるまでの大切な時期に、保健師と養育支援家庭訪問員が発育状況の観察、育児の相談、健診・予防接種・子育てサービス等の情報提供を行い、育児の孤立化を防ぎ、安心して子育てができ、赤ちゃんが健やかに成長するよう支援します。

訪問後も継続して支援の必要な家庭には、福祉課と教育課が連携し支援していきます。

○ブックスタート事業の推進

絵本を通して、赤ちゃんとお母さんが心ふれあうひとときを持つことを応援する活動です。7か月健診を受ける赤ちゃんとお母さんに、ブックスタートパック（絵本2冊、絵本バッグ、親子で楽しむ絵本リスト）を渡し、抱っここの温かさの中で、お母さんとゆったりと過ごす時間を持つきっかけをつくります。

3. 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

障がい、疾病、虐待など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対する、育児や生活に関する相談・情報の提供など総合的な支援に努めます。

【推進施策】

○児童虐待防止対策の充実

児童虐待や非行、不登校等の未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止を図るとともに、児童の健全育成に向けた施策を総合的に推進するため、子育て支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）において、福祉相談センター等関係機関との連携を強化し、要支援家庭への適切な対応など支援の充実を図ります。

○ひとり親家庭への自立支援の推進

すべての子どもが幸せで健やかに育つ権利の保障を第一に考え、各種手当や助成制度の充実を図り、自立支援に向けての施策を推進します。

○障がい児施策の充実

乳幼児の健康診断体制の充実を図るとともに、相談体制の強化と保健医療等関係機関の連携を強化し、個別・具体的に系統立てた発達支援システムの整備を図ります。

また、保育園・小学校・中学校の連携を強化し、一人ひとりの多様な教育・保育ニーズに応じるため、子どもの特性の実態把握、職員の共通理解、対応技能を習得できる研修・指導體制を整えます。

○養育支援訪問事業

養育支援家庭訪問員が、乳幼児を養育されている家庭を訪問して、相談や指導などの支援を行います。養育が困難な家庭への早期支援、継続支援は虐待予防に重要な役割を果たしているため、今後も関係機関と連携しながら事業を進めていきます。

○子育て短期支援事業

児童の保護者が、出産や病気などの社会的事由で一時的に家庭において養育できない場合に児童養護施設等で養育・保護を行います。

事業の周知を図るとともに、家庭のニーズに対応できるよう継続実施していきます。

4. 子どもの人権の尊重

「子どもの権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、子どもの主張を尊重するとともに、子ども一人ひとりを大切にされた教育・保育や子どもの発達段階に応じた基本的人権の尊重等、子どもを大切に育てる社会をつくるために、子どもの人権に関する啓発を積極的に行っていきます。

【推進施策】

○人権・同和保育の推進

本町の保育園では『共に手をたずさえて生きていく力を育てる』をテーマに掲げ、人権・同和保育を行っています。

子どもたち一人ひとりの心と身体の全面発達を保障する保育（一人ひとりを大切にする保育）を大切にし、生活の中にある間違ったものの見方や考え方に気づき、みんなで協力して差別をなくしていこうとする意欲や態度を養う保育をより一層推進し、保育園・家庭・地域の連携を強化します。

2) 親と子の心身の健康を守る

1. 親と子の健康の支援

親と子の健康を身体的・社会的・精神的側面から支援します。

【推進施策】

○妊産婦保健相談等

妊娠された方への母子健康手帳の交付や、妊娠・出産・不妊治療・家族計画に関する相談・情報提供等の体制を充実します。

また、妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産に係る経済的負担の軽減を図ることにより、安心して妊娠・出産できる体制を確保します。

○乳幼児健診

4か月児・7か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児・5歳児の各種健診、2歳児歯科健診を実施し、健康状態、発育・発達状況の確認・把握を行い、育児相談等の状況に応じた指導を行います。

また、必要時、保育園・保護者・関係機関が連携を図り、一人ひとりの発達に応じたきめ細やかな支援を推進します。

○乳幼児保健相談

親子の心身の健康、子育て、育児等の情報提供の機会を設け、相談体制を充実し、子育て支援を図ります。

○子育て講座

子どもや保護者の健康・子育てについての講座を行い、育児力の向上を図ります。

○小児医療の充実

安心して子どもを産み育てることができるように、現状の医療体制を維持し、子育て支援を図るとともに、医療費の一部助成（特別医療、養育医療、育成医療等）を行います。

また、小児期からの生活習慣病対策やアレルギー性皮膚炎などの疾病予防のため、生活習慣についての保健指導や正しい理解のための意識啓発に努めます。

○各種予防接種（定期、任意）

予防接種については、相談、一部助成（任意のみ）を行い、感染症等の罹患、重症化を予防し、心身の健康維持及び負担の軽減を図ります。

○むし歯予防フッ化物洗口事業

保育園年中・年長児を対象に、虫歯ができやすい時期の虫歯予防として、フッ化物洗口を行い、子ども・保護者への啓発を含め、虫歯予防の意識を高めます。

2. 「食育」の推進

子ども一人ひとりが、食文化を継承しつつ、自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送ることができるよう、意識啓発に努めます。

【推進施策】

○離乳食講習会

食欲を育み、規則的な食事のリズムで生活リズムを整え、食べる楽しさを体験していくことを目的に、発達段階に応じた離乳食を作る上でのポイント・指導を行い、食習慣の基礎づくりを推進します。

○食育推進事業

いきいきと生活し、生涯にわたって健康で質の高い生活を送るための基本としての「食を営む力」を育てるとともに、食の自己管理について考える習慣や食を選択する判断力を楽しく身につけるために、保育園での食育に関する取組を明確にし、家庭・地域と連携し進めていきます。

また、食に関する情報提供の場を設け、よい食習慣をつけるための支援をします。

○食物アレルギー対策の推進

近年増加している食物アレルギーを要因とするアレルギー症状がある乳幼児への対応のため、保育所・学校等職員、保護者、調理員が相談・連携し、その子ども・保護者の不安解消と健康づくりを図ります。

3. 思春期保健対策の充実

家庭・地域・学校において生命の大切さの教育の充実と、心の問題にかかわる相談体制の充実など推進します。

【推進施策】

○心身の健全な意識の育成

思春期の子どもに関し、正しい性の知識や方法の普及啓発を図ります。

- * 中学校では、全学年の年間指導計画に位置付け、生命の誕生・男女の理解・性教育などの学習を実施し、生命について考え人格を尊重し合える教育を進めています。

○学校生活適応支援員の設置（智頭小学校）

小学校において、児童が悩みや不安を気軽に相談できる話し相手となったり、非行・問題行動等の早期発見、緊急時の対応に努めます。

○心の教室相談員の設置（智頭中学校）

生徒が悩み等を気軽に話せ、ストレスを和らげることのできる心の教室相談員を配置し、生徒が心のゆとりを持てるような環境づくりと非行や不登校などの防止に努めます。

○スクールカウンセラーの配置

小学校・中学校にスクールカウンセラーを配置し、臨床心理・教育相談に関して専門的立場から、教育相談機能の充実を図り、いじめや不登校を生まない学校づくりを推進します。

○子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもに対する悪影響が懸念される有害図書の氾濫・万引き・メディアの弊害などについて、関係機関やPTA等の地域住民と連携・協力して防止対策と啓発等を進めます。

また、携帯電話・スマートフォンやインターネット等の有害情報にアクセスできないようにするため、システムの普及に向けて広報・啓発活動を推進します。

3) 子育て家庭を支援する

1. 保育サービスの充実

働きながら安心して子育てするために、保育サービスの充実を図ります。

【推進施策】

○乳児保育

生後3カ月からの保育を実施し、保護者の就労支援・子育て支援を行い、愛着関係を大切にされた保育を推進します。

- 延長保育
保護者の就労支援のため、開園時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。
- 一時預かり事業（一時保育）
保護者の病気、出産、介護や冠婚葬祭などで家庭での保育が一時的に困難となる場合に、乳幼児を保育園において一時的に保育を行い、子育て世帯の支援を図ります。
- 障がい児保育
子どもの発達状況により、加配保育士の配置など適切な支援を行い、生活やあそびを豊かにしながら集団の中での健全な発達を保障した保育を推進します。
- 土曜日午後保育
土曜日に就労する保護者のために保育を実施し、就労世帯等の支援を行います。
- 病児・病後児保育
病気又は病気回復期にあり、集団生活が困難な期間に、智頭町保健・医療・福祉総合センター「ほのぼの」で保育を行い、就労世帯等の支援を図ります。
- 第3子以降保育料無料
第3子以降の保育料を無料化することで、多子世帯の子育て負担軽減を図ります。
- 第2子保育料軽減
第2子の保育料を同時入園のみならず軽減することで、子育て世帯の負担軽減を図ります。

2. 情報提供・相談体制の充実

子育てに関する情報提供・相談体制を強化します。

【推進施策】

- 子育ての情報提供・相談体制
子育て家庭のニーズに合わせて、保育サービスや、地域子育て支援サービスなどから必要な支援を選択して利用できるよう、情報提供を積極的に行い、相談・援助などを行います。

3. 教育環境の整備

子どもの「生きる力」の育成に向けた、教育環境の整備を推進します。

【推進施策】

- 小中学校図書館・保育園図書室の充実
子どもたちがさまざまな機会や場所で本に親しむことができるように、身近に本と出会う環境を整えます。特に学校図書館には、子どもたちと本との出会いを支える学校司書を配置し、豊かな心と自ら学ぶ力を育てる学校図書館の充実に努めます。

- 総合的学習の時間の推進・ボランティア体験活動・職場体験活動
家庭や地域との連携を深め、自ら学ぶ力と豊かな心を育む学校教育の推進、開かれた学校づくりを進めます。
- 国際交流事業
本町と韓国楊口郡との間で、友好提携が締結されてから、毎年、中学生を中心とした青少年交流を進めています。次世代を担う青少年が、交流することによって異文化を直接、見て・触れて・体験し、国際感覚を身につけるとともに、歴史・生活・文化を知り、理解を深め合える友好交流を推進し、教育の充実を図ります。
- 地域ボランティア
地域住民が学校の教育活動に関わることで、地域の絆づくりに繋がり、地域の教育力が向上します。
また、次世代を担う子どもたちへの多様な体験、経験の機会が増え、規範意識やコミュニケーション能力の向上につながる教育となる取組を進めます。
- 特別支援教育総合推進事業
障がい（発達障がいを含む）のある幼児・児童・生徒への一貫し、継続した支援を行うため、支援体制の整備及び理解啓発活動の促進を図るとともに、保育園や小中学校での特別支援教育を総合的に推進します。
- 家庭教育支援チームの設置
身近な地域で子育てや家庭教育に関する相談、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会や地域の情報などを提供し、家庭教育を応援するチームです。
子育てや家庭教育に関する相談や講演会の開催、家庭教育啓発用パンフレット作成など、家庭教育に関する情報提供や啓発活動を推進します。

4. 家庭や地域の教育力の向上

子育て・親育ちに関する情報や学習機会の提供、子どもを持つ親への相談体制を充実し家庭教育環境を整えます。

- すくすくすぎっ子の活用・啓発
すくすくすぎっ子『子育てポイント』『子育て支援ガイドブック』『家庭教育7か条』『ちづチャレンジⅡ家庭学習のすすめ』の活用と啓発を行い、子どもの健やかな成長の手助けを図ります。
- ノーテレビデーの推進
テレビを見ない日をつくることにより、家族の会話を取りもどし、親子の関係を見直す活動となっています。毎月19日をノーテレビデーと定め、メディアへの関わりを「受け身」から「主体的」に変えることを期待し、啓発・推進します。

5. 子育てしやすい就労環境の整備

子育てしやすい環境づくりや仕事と家庭との両立を支援するための環境整備を図ります。

【推進施策】

- ワーク・ライフ・バランスの啓発
家庭と仕事の両立を目指し、子育て中の男女が共に働きやすい環境整備を図り、労働者、事業主、地域住民の理解を深める広報・啓発活動を推進します。
- 地域型保育事業の推進
地域における多様な保育ニーズに細かく対応し、少人数の単位で、主に3歳未満児の保育を行います。
本町には、事業所内保育を実施している智頭病院内保育所があり、職員の子どもと地域の子どもを一緒に保育し、小さい子どもを持つ保護者の就労支援を図ります。

4) 地域ぐるみで子育てする

1. 児童の健全育成

放課後や休日における野外活動・文化活動等を通じて豊かな人間性の育成を図ります。

【推進施策】

- 放課後児童クラブの充実
小学校が終わった後、生活の場を提供し、子ども同士が集団で遊ぶ中で体験活動を増やし、コミュニケーション能力・社会性の向上を図ります。地域とのかかわりを推進し、放課後児童クラブを利用する児童が心身ともに健やかに育成されるよう努めます。
- 児童館活動の充実
健全な遊びをとおして、子どもの生活の安定と仲間づくりを目的とし、仲間を大切に助け合う心を育てながら差別解消に向けた取組を充実するとともに、人権尊重の精神を育みます。
また、保育園・小学校・中学校との交流や保護者支援を推進します。
- 公民館事業の充実
多様な文化活動や体験活動の実施、各種教室の開設など、子どもや保護者を対象としたさまざまな学習機会を提供します。公民館での学習や体験を通して、郷土を良く知り、郷土への愛着を持った心豊かな子どもの育成を推進します。
* 各地区の特色を生かした取組みなど、スポーツ・文化・福祉などの活動を充実します。
- スポーツ振興と環境整備
スポーツ推進員が中心となり、児童とのスポーツ交流を通して、児童の健全育成・スポーツ振興を図ります。
また、体育館やグラウンドの整備を行います。

2. 安心・安全なまちづくりの推進

犯罪や事故、災害から子どもたちを守るため、地域における防犯活動を充実し、関係機関が連携し地域ぐるみの環境改善に向けた活動の推進に努めます。

また、子育て家庭の保護者が子どもと一緒に安心して外出できるよう、公共施設の整備に努めます。

【推進施策】

○子ども110番

子どもが犯罪被害に遭わないように環境整備をするとともに、子ども110番の緊急避難場所を充実させ、地域全体で犯罪の発生を防ぎます。

○交通安全街頭指導

子どもは交通社会においては弱者であることを重視し、子ども自身が交通ルールを守って安全管理ができるよう指導を強化し、より一層の交通安全対策の推進や道路環境の整備を進めます。

○青少年育成事業

本町の子どもたちの健全な成長を見守り支援するために各関係機関・団体等と連携し、防犯パトロール・非行防止パトロールなど実施し、青少年の健全育成を図ります。

○あいさつ運動

地域のコミュニケーションの活性化を図り、豊かな人間関係と住みよい生活環境を築くため、子ども同士はもとより、地域の大人が率先して出会った人に声をかける「あいさつ運動」を啓発・推進します。

3. 環境・自然を大切にすまちづくり

町面積の93%が森林という豊かな自然を生かした取組を推進し、環境や自然への関心を高め、地域を大切にする心を育成します。

【推進施策】

○木育推進事業

「おもちゃ」とおして、木の感触・香りを幼い時期から体験し、将来にわたり、森林の大切さや森に親しみが持てる町民の育成に努めます。

○ウッドスタート事業

赤ちゃんの誕生記念に町内産のスギを使った木製品を贈り、各家庭で木に触れ、親しむ機会を持ち、森林を大切にする心、地域を大切にする心を育みます。

○児童公園・親水公園の整備

子育て中の保護者の交流の場や、子どもが安心して遊べる魅力ある公園づくりを推進し、既存の公園施設の整備充実に努めます。

○親水公園連絡協議会の事業

千代川の上流に位置する本町において、地域住民がお互い知恵を出しあい、川を軸とした地域づくりを行うことを推進します。

* ちびっこ河川パトロール隊

千代川のパトロールをとおし、川に親しみ、地域の川について知り、きれいな川を取り戻すための活動を推進します。

○環境美化への積極的参加の推進

地域で行われている、環境・自然の美化等の活動に積極的に参加することを推進し地域を大切にすることを培います。

- * 各地区公民館が実施する環境美化活動
- * 中学生の桜土手整備
- * 智頭急行智頭駅の花植え
- * 花いっぱい運動
- * 資源回収

第5章 教育・保育、子ども・子育て支援事業の施策

1 量の見込み等について

1) 量の見込みについて

量の見込みについて、教育・保育と子ども・子育て支援の充実に向け、各事業についてニーズ調査結果等に基づいて量の見込みを設定し、見込みに応じた確保方策及び実施時期を設定することとなっています。

※ 量の見込みとは、利用者（保護者等）の就労状況等により、教育・保育施設及び各事業の利用を必要としている量を、年度ごとに推計したものです。

2) 量の見込みの算出について

「量の見込み」については、各事業の教育・保育提供区域ごとに、国から示された「量の見込みの算出等のための手引きから」を基本として算出し、「現在の利用状況」を踏まえて、智頭町の地域特性の整合性等を検証しながら、一部補正し推計しています。

推計児童数	※平成27年度～31年度における年齢区分別の児童数を住民基本台帳人口から推計。
×	
潜在家庭類型割合	※父母の就労状況や教育・保育の利用意向により、タイプA～Fまでの潜在家庭類型型に分類。
×	
利用意向率	※潜在家庭類型ごとに、教育・保育事業の利用意向率を算出。
量の見込み（ニーズ量）	※手順によって算出し、智頭町の地域特性に合わせて算出。

【推計児童数】

平成21年度～25年度における年齢区分児童数の住民基本台帳人口により推計を行いました。

年齢区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	40	40	40	40	40
1～2歳	93	89	82	80	80
3～5歳	137	139	143	136	131
合計(0～5歳)	270	268	265	256	251
6～11歳	272	263	258	270	276

【潜在家庭類型】

家庭類型は、ニーズ調査で把握した「父母の就労状況」と「就労希望」を踏まえて分類を行いました。

タイプA	ひとり親家庭 (母子または父子家庭)
タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)
タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (フルタイムとパートタイムで就労している家庭) (就労時間：月120時間以上+60時間～120時間の一部)
タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (フルタイムとパートタイムで就労している家庭) (就労時間：月60時間未満+60時間～120時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)家庭 (父親または母親のどちらか一方が就労していない家庭)
タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (両親ともパートタイムで就労している家庭) (就労時間：双方が月120時間以上+60時間～120時間の一部)
タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (両親ともパートタイムで就労している家庭) (就労時間：いずれかが月60時間未満+60時間～120時間の一部)
タイプF	無業・無業の家庭 (両親とも無職の家庭)

2) 量の見込みに対する確保方策等の策定について

各事業の見込みに対して、どの程度の量を確保するか、どのような提供体制を確保するのか、意向調査の結果等を踏まえつつ、提供体制の確保の内容及び実施時期を設定します。

2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

1) 教育・保育施設の区域設定

本町は、教育・保育を提供するための施設が、3歳未満児保育園及び3歳以上児保育園の各1園となっていますが、平成28年度には、2園を統合し1園化することとし、町全域で一区域の設定とします。

2) 地域子ども・子育て支援事業の区域設定

各事業の体制から考え、町全域又は、地区別による区域設定とします。

町全域一区域設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 子育て援助活動支援事業 ・ 妊産婦健康診査 ・ 乳児家庭全戸訪問事業 ・ 養育支援訪問事業 ・ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・ 子育て短期支援事業 ・ 延長保育事業 ・ 一時預かり事業（一時保育） ・ 病児病後児保育事業 ・ 利用者支援事業 ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
地区別による区域設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童健全育成事業 I：土師地区・那岐地区（はじっこ倶楽部） II：智頭地区・富沢地区・山形地区・山郷地区 （智頭放課後児童クラブ）

3 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

1) 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保の内容

＜1号認定＞認定こども園及び幼稚園（教育・保育施設）

【基本情報】

提供区域	智頭町全域1区域	
対象家庭類型	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月60時間未満+60時間~120時間の一部)
	タイプD	専業主婦(夫)家庭
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (いずれかが月60時間未満+60時間~120時間の一部)
	タイプF	無業・無業の家庭
対象年齢	3歳~5歳児	

【量の見込みと確保方策】

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
①量の見込み	3人	3人	3人	3人	3人	
確保方策	②教育・保育施設	3人	3人	3人	3人	3人
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人

※「確保方策」について

本町には、幼稚園及び認定こども園がないため、保育園での特別利用保育を実施します。

＜ 2 号認定＞認定こども園及び保育園（教育・保育施設）

【基本情報】

提供区域	智頭町全域 1 区域	
対象家庭類型	タイプA	ひとり親家庭
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月 1 2 0 時間以上+ 6 0 時間～ 1 2 0 時間の一部)
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (双方が月 1 2 0 時間以上+ 6 0 時間～ 1 2 0 時間の一部)
対象年齢	3 歳～ 5 歳児	

【量の見込みと確保方策】

年度		2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度
①量の見込み		1 1 6 人	1 1 8 人	1 2 0 人	1 1 1 人	1 0 7 人
確保方策	② 教育・保育施設	1 1 6 人	1 1 8 人	1 2 0 人	1 1 1 人	1 0 7 人
	②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

＜ 3 号認定＞認定こども園及び保育園（教育・保育施設）・地域型保育

【基本情報】

提供区域	智頭町全域 1 区域	
対象家庭類型	タイプA	ひとり親家庭
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月 1 2 0 時間以上+ 6 0 時間～ 1 2 0 時間の一部)
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (双方が月 1 2 0 時間以上+ 6 0 時間～ 1 2 0 時間の一部)
対象年齢	0 歳～ 2 歳児	

【量の見込みと確保方策】

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
①量の見込み	65人	65人	68人	68人	68人	
確保方策	②教育・保育施設	65人	65人	65人	65人	65人
	③地域型保育	2人	2人	3人	3人	3人
	②+③-①	2人	2人	0人	0人	0人

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
①量の見込み	65人	65人	68人	68人	68人	
確保方策	②教育・保育施設	65人	65人	65人	65人	65人
	③地域型保育	2人	2人	3人	3人	3人
	②+③-①	2人	2人	0人	0人	0人

<森のようちえん>鳥取県認証施設

【量の見込みと確保方策】（智頭町在住のみ）

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	16人	16人	18人	19人	19人
②確保方策	16人	16人	18人	19人	19人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

※「量の見込み」については、ニーズ調査と実績を基に算出しました。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業

(延利用者数)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	3,275人	3,125人	3,050人	3,000人	3,000人
②確保方策	3,275人	3,125人	3,050人	3,000人	3,000人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と子育ての援助をしたい人(提供会員)を登録し、会員相互間で育児等の援助を行う事業

(延活動件数)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	558件	546件	538件	541件	542件
②確保方策	558件	546件	538件	541件	542件
②-①	0件	0件	0件	0件	0件

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦を対象に、安心して妊娠・出産を迎えるため、健康診査に係る費用の一部を助成する事業

(延受診回数)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	520人回	520人回	520人回	520人回	520人回
②確保方策	520人回	520人回	520人回	520人回	520人回
②-①	0件	0件	0件	0件	0件

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師等が全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供・乳児や保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言を行う事業

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	40人	40人	40人	40人	40人
確保方策	40人	40人	40人	40人	40人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

○養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	10人	10人	10人	10人	10人
確保方策	実施体制：1人 実施機関：子育て支援センター				

○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保方策	実施事業：1 実施機関：教育課				

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者が疾病等により家庭での養育が困難となった場合や、短期に保護を必要とする場合などに、乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設において一時的に養育・保護する事業

(延利用人数)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	5人	5人	5人	5人	5人
確保方策	実施事業：1（15人日） 実施機関：教育課				

(7) 放課後児童健全育成事業

小学校の児童で、授業終了後保護者の労働等による留守家庭児童を預かる事業
＜智頭放課後児童クラブ（実施施設 2か所）＞

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 量の見込み	65人	65人	62人	66人	67人
② 確保方策	65人	65人	62人	66人	67人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

＜はじっこ倶楽部（実施施設 1か所）＞

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 量の見込み	55人	54人	53人	55人	57人
② 確保方策	55人	54人	53人	55人	57人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(8) 延長保育事業

通常の保育以外の時間外保育の利用に対して助成する事業

(実人数)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	5人	5人	6人	5人	5人
確保方策	5人	5人	6人	5人	5人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(9) 一時預かり事業（一時保育）

保護者の就労・病気・冠婚葬祭などの理由により一時的に保育に欠ける場合、保育所等で一時的に子どもを預り保育する事業

(延利用人数)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	276人	272人	263人	258人	258人
確保方策	276人	272人	263人	258人	258人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(10) 病児・病後児保育事業

保育を必要とする乳幼児や児童のうち、疾病にかかっている場合や回復期にある場合について、保育所、認定こども園、病院等で一時的に保育を行う事業

(延利用人数)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 量の見込み	174人	170人	170人	170人	170人
② 確保方策	174人	170人	170人	170人	170人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(11) 利用者支援事業

身近な場所において、子ども・子育て支援に関する相談援助、情報提供、関係機関との連絡調整等を行うことで、子ども子育て支援に関する施設や事業を円滑に利用できるように支援する事業

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保方策	今後の検討課題とします。				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育施設等を利用する保護者の世帯の所得等の事情を勘案して、市町村が定める基準に該当する場合に、施設に支払う物品の購入費用や行事参加費用等の実費徴収に係る費用を助成する事業

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保方策	今後の検討課題とします。				

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究・多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営を促進するための事業

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保方策	今後の検討課題とします。				

5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進をするため、保育園及び地域子ども・子育て支援事業等の担当者が相互に連携し、教育・保育の観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実と施設整備を一体的にとらえた環境の整備が必要です。

認定こども園は、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）を持ち、地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）を備える施設です。

本町では、保育園一園化に合わせ、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、保護者のニーズ、新制度の趣旨や就学前児童を取り巻く環境を踏まえ、幼保連携型認定こども園への移行も検討します。

①質の高い教育・保育の提供

町立保育園としてこれまで培われてきた知識・技能などの良さを生かし、子どもの発達に応じたより質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。

②親や地域の子育て力の向上

保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動や親子の集いの場を設け、地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実を図ります。

③保育園と小学校との連携の推進

「智頭町教育ビジョン」では、保育園・小・中学校の0～15歳を見通した一貫した教育を目指しています。教育・保育施設と学校とが一層連携、共通理解を図り、一貫した指導を推進するほか、保育士・教員の交流事業などを通して、小学校との連携を進めています。

6 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行うとともに、計画的に教育・保育施設又は特定地域型保育事業の整備を図ります。

7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等、県が行う施策との連携を図ります。

8 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活との調和、の実現のため、教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通して、町民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進め、誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた啓発、情報提供に努めます。

第6章 計画の推進に向けて

1 推進体制づくり

(1) 智頭町子ども・子育て会議

本計画を推進していくために、「智頭町子ども・子育て会議」を設置し、年度ごとに施策・事業の実施状況を把握するとともに、点検・評価などの継続的な取組を行います。

また、必要に応じ計画の見直しも行います。

(2) 関係者の連携・協働

地域子ども・子育て支援事業をとおして、町内の教育・保育機関と、保護者を含めた各関係者が連携・協働を行います。

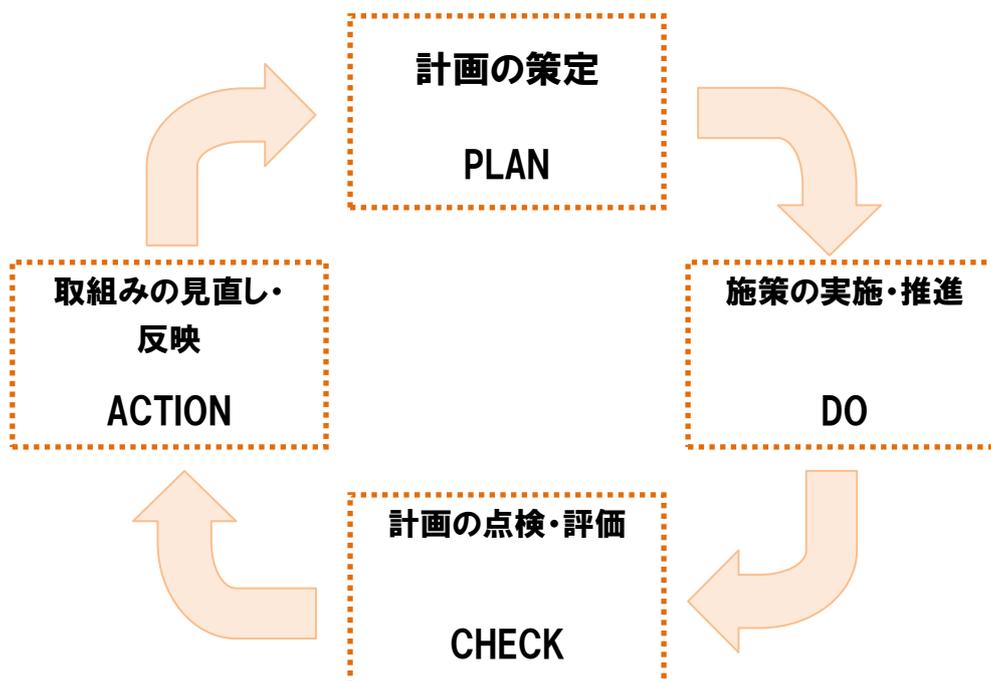
2 計画の点検・評価

(1) 各年度における点検・評価

「量の見込み」「確保の内容」の双方について、認定の状況、施設・事業の利用状況、整備状況等を年度ごとに点検・評価を行います。

(2) 中間年における検討の見直し

中間年を目安に、計画に定めた「量の見込み」「確保の内容」として対比して、必要がある場合には、計画の見直しを行います。



1. 智頭町子ども・子育て会議【実施内容】

	開催日	内容等
第1回	平成26年 1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・智頭町子ども・子育て会議の設置趣旨等について ・子ども・子育て支援事業計画の基本理念について ・子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査について
第2回	平成26年 3月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査単純集計結果について ・地域子ども・子育て支援事業の取り組みについて
第3回	平成26年 5月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・支援事業等の状況把握 ・北条こども園（幼保連携型認定こども園）視察報告及び今後の方向性の検討 ・事業計画の作成に向けた検討
第4回	平成26年 8月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の策定に向けての検討
第5回	平成26年 11月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」について ・「家庭的保育事業等設備及び運営に関する基準を定める条例」について ・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」について ・保育の必要性の認定基準について
第6回	平成27年 1月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・「智頭町子ども・子育て支援事業計画」骨子案について ・「智頭町子ども・子育て支援事業計画」（イメージ案）の検討
第7回	平成27年 2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・「智頭町子ども・子育て支援事業計画」（案）の検討 ・「智頭町児童福祉施設の設置及び管理に関する条例」の一部改正について

2. 智頭町子ども・子育て会議委員名簿

子どもの保護者代表

氏 名	現 役 職 等
松村 陽平	諏訪保育園保護者会長
坂本 晴信	諏訪保育園保護者
平井 明博	智頭小学校PTA代表
西村早栄子	森のようちえん代表
奥村奈美子	ほほえみママサークル代表

子どもの支援に関し、学識経験のある者

氏 名	現 役 職 等
小宮山富美子	主任児童委員
藤内 啓功	智頭町公民館連絡協議会長
山崎 理恵	心の教室相談員

子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者

氏 名	現 役 職 等
岡村 篤朋	教育委員会指導主事
岸本 淳子	諏訪保育園長
米井ますみ	あたご保育園長
平木 恵子	子育て支援センター所長補佐
岸本ちえみ	養育支援家庭訪問員
桑原 愛佳	福祉課保健師

事業主・労働者を代表とする者

氏 名	現 役 職 等
林 良久	智頭町経営者協議会

3. 智頭町子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 12 月 20 日条例第 24 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、智頭町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者(法第 6 条第 1 項に規定する子どもの保護者(同条第 2 項に規定する保護者をいう。))
- (2) 子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。)に関し学識経験のある者
- (3) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
- (4) 事業主を代表する者
- (5) 労働者を代表とする者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要があると認める者

(委員の任期)

第 3 条 会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第 5 条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 会議の庶務は、教育課において処理する。

(会議の運営)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。